

# 東大阪市における児童死亡事案検証結果報告書（概要）

## 事案の概要

平成 24 年 1 月 30 日、当時小学 6 年生の女兒（以下、本児）が母親に刺され死亡、同日、母親が殺人容疑で逮捕。（平成 24 年 5 月 25 日、精神鑑定の結果などから不起訴処分。）  
本事案については、平成 22 年 8 月、母の言動からネグレクトを危惧した警察からの要保護児童通告を大阪府東大阪子ども家庭センター（以下、子ども家庭センター）が受理し、本児らきょうだい 3 人を一時保護していた。その後、本児ら 3 人は施設入所となったが、平成 23 年 8 月、母の状態が改善し、良好な状態が継続されていると判断されたことから家庭引き取りとなり、以降、子ども家庭センターが主担機関として東大阪市の関係機関との連携のもと、見守りを行っていた。  
【家族】母（当時 37 歳）、兄（当時 13 歳、中学 2 年生）、本児（当時 12 歳、小学 6 年生）、弟（当時 7 歳、小学 1 年生）の 4 人家族

## 対応上の問題点・課題

### (1) 家族全体のアセスメントに必要な主治医との連携について

#### ○施設退所時点での家族全体のアセスメントは十分できていたのか。

子ども家庭センターは、本児らの施設退所を検討する時点において、転院先の母の主治医と連絡を取り、母の病状の再確認や本児らが施設退所になることについての情報共有を図り、家庭引き取り後の対応も含めたアセスメントを丁寧に行う必要があったのではないかと考えられる。

#### ○家庭引き取り後における兄の問題行動についての理解と対応は適切だったか。

子ども家庭センターは、家族全体の力働のなかで兄の問題行動を理解し家庭の中で実際にどのようなことが起こっているのかを丁寧に確認する必要があったのではないかと考えられる。

#### ○子ども家庭センターや関係機関は、子どもへの支援における保護者の精神医療・精神保健情報の重要性を認識できていたか。

家族全体のアセスメントを行うにあたり、保護者の精神医療や精神保健に関する情報は極めて重要である。したがって、児童福祉の分野においては、個々の事例に応じて、それらの情報をどのように得ることができるのか、また、いつ得るのが有効か、さらに、得た情報を子どもへの支援にどう生かすのかを検討する必要があるのではないかと考えられる。

### (2) 関係機関との情報共有のための個別ケース検討会議について

#### ○要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議を開催すべきではなかったか。

本事案については、要保護児童対策地域協議会実務者会議において子ども家庭センターから事例の報告はされていたが、個別ケース検討会議が開催されないまま、家庭引き取りとなり、その後も会議は開催されていなかった。個別ケース検討会議を開催すべきではなかったかと考えられる。

#### ○それぞれの機関の情報を主担機関へ集約すべきではなかったか。

本事案については、それぞれの機関が子どもや母への対応を行っており、主担機関である子ども家庭センターに情報が集約されておらず、各機関がばらばらに動く状況になっていた。個別ケース検討会議が開催されておれば、主担機関に情報を集約することや、出席者がこの家庭についてどの機関が関わりを持っているのか確認できたと考えられることから、やはり、個別ケース検討会議の開催が必要だったのではないかと考えられる。

### (3) 危機管理的な視点について

#### ○危機感を持っている機関からの情報を重く受け止め、危機的な状況が高まっているのかどうかの判断をすべきではなかったか。

本事案においては、学校から子ども家庭センターに対して母や兄の状況が頻りに報告されている。平成 24 年 1 月中旬以降、母の機関への拒否や孤立化が高まっていったと考えられ、この時期に適切なアセスメントと判断が必要であったのではないかと考えられる。

## 再発防止に向けた取組 ～具体的な方策～

### (1) 保護者の主治医との情報共有を適切に行うこと

○本事案のように、保護者の病状が子どもに大きく影響する可能性が高い事例の場合、保護者の状態像や病状を理解した上での対応が不可欠であり、一時保護の解除や施設退所にかかるアセスメントに際しては、保護者の主治医から意見を聴取し、施設退所後のモニタリング体制等も含め、情報共有を適切・適時に行うべきである。その際、子どもの養育、親子関係に焦点をあてて意見を聴取する必要がある。

また、保健所や保健センターの精神保健福祉相談員など、退院後の地域における支援機関についても同様であり、精神医療、精神保健にかかる関係機関との適切な情報共有が必要である。

### (2) 要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議開催のルール化

○本事案の場合、個別ケース検討会議が開催されていなかったという点は大きな課題である。これまで会議の開催については子ども家庭センターや要保護児童対策地域協議会調整機関の判断に委ねられているが、必要なケースについて漏れなく会議を開催するためには、一定のルール化を図る必要があるのではないかと考えられる。

「①虐待が理由で施設入所した児童が施設退所する場合、退所時点で虐待リスクの消失した事例を除く全ての事例について要保護児童対策地域協議会実務者会議にて情報を共有し、施設退所前に個別ケース検討会議を開催する、②施設入所の理由が虐待以外の事例であっても子ども家庭センターが必要と判断した事例については施設退所時に要保護児童対策地域協議会実務者会議で情報共有するとともに必要に応じて個別ケース検討会議を開催する。」という 2 点の徹底を図るべきである。

### (3) 危機管理的な視点をより強くもつこと

○危機感を持っている機関からの情報を重く受け止め、本事案のように、機関への拒否、孤立化が高まるなどの家族の状態について急激な変化が見られた場合には、主担機関は、ただちに各機関の持っている情報を全て集約し、アセスメントし直すという危機管理的な視点をより強くもつべきである。その際、機関同士の連絡にあたっては、緊急時に、必要な情報が適切なタイミングで共有できるよう担当者不在時の緊急対応の仕組みづくり等を検討するべきである。

○また、必要であれば、主担機関の判断に関わらず、危機感を強く持った機関から緊急に個別ケース検討会議の招集を要保護児童対策地域協議会の調整機関に依頼することなども検討されたい。